

大臣許可 をお持ちの建設業者のみなさんへ

令和2（2020）年
4月1日以降

許可・経審に係る

書類提出先が変わります！

「建設業許可申請書・変更届出書」「経営事項審査申請書」は、全て**東北地方整備局へ直接郵送又は持参**してください。

これまで

申請者

↓
最寄りの県<経由>

↓
国（東北地方整備局）

R2.4.1～

申請者

※県経由を廃止

↓
国（東北地方整備局）

郵送先

〒980-8602

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

東北地方整備局 建政部

建設産業課 行

必ず記載のこと

<建設業許可申請書/変更届出書/経営事項審査申請書 在中>

その他

- 東北地方整備局管内（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島各県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。
- 受付印（受理印）の押印が必要な場合、FAX返信にて対応いたします。（FAX返信用の様式はホームページに掲載しております）
- 詳細は、東北地方整備局ホームページをご確認ください。

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>

問合せ先：建政部 建設産業課 建設業係 または 資力確保指導係

電話 022-225-2171（代）